# 日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律

日 本 環 境安全事 業株 式 公会社法 平 成十五年 法 律 上第四十四 ·四号) *(*) 部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法

目 次 中 「第三条」を 「第六条」に、 「第二章 経営 の健全性及び安定性  $\mathcal{O}$ 確保 (第四条 ―第十二条)」 を

第二 章 事業等 (第七条 第十七条) に、 「第十三条 第十五条」 を 「第十八条 -第二十二条」に、

第十六条 第二十 一条」 を「第二十三条―第二十八条」 に改める。

第一条を次のように改める。

(会社の目的)

第 一条 中 間 貯 蔵 • 環境安全事業株式会社 (以下「会社」という。) は、 中間貯 蔵  $\mathcal{O}$ 確実 か · つ 適 正 な実 施  $\mathcal{O}$ 

確 保 を図 り、 事 故 由 来 放 射 性 物質に よる環境 0 汚染が 人の 健 康 又は 生活環境 に 及ぼ す影響を速 B カン に 低 減

することに資するた め、 中 間 貯 蔵 に 係 る事 業を行うとともに、 ポリ 塩 化 ピ フ 工 = ル 廃 棄 物  $\mathcal{O}$ 確 実 カン 0 適 正

な処理その他環境の保全に資するため、 ポリ塩化ビフェニ ル 廃棄物  $\mathcal{O}$ 処 理に係る事業並びに環境の保全に

関する情報及び技術 的 知 識 既の提供 に係る事業を行うことを目的とする株式会社とする。

第二十一条中 「第二条」 を 「第六条」 に改め、 同条を第二十八条とする。

第二十条第一号中「第一条第二項」を「第七条第二項」に改め、 同条第二号及び第三号を削り、 同条第四

号 中 「第五条」を「第九条」に改め、 同号を同条第二号とし、 同条第五号中 「第七条」を「第十一条」 に、

事 業基本計 画 を 「ポリ塩化ビフ エニル廃棄物処理事業基本計画」 に改め、 同号を同条第三号とし、 同 . 条

第六号中 「第八条」を 「第十二条」 に改め、 同号を同条第四号とし、 同 条第七号中 「第九条」を 「第十三条

に改 め、 同号を同条第五号とし、 同条第八号中 「第十一条」 を 「第十五条」 に改 め、 同号を同 条第六号と

同条第九号中「第十三条第二項」を「第十八条第二項」に改め、 同号を同条第七号とし、同条を第二十

七条とする。

第十九条中 「第十四条第一項」を 「第十九条第一項」に改め、 同条を第二十六条とする。

第十八条第 項中 「第十六条第一項」 を「第二十三条第一項」 に改め、 同条を第二十五条とする。

第十七 条第 項中 賄 賂っ を 賄 賂 に改め、 同条を第二十四条とする。

第十六条中 · 斯 路」 を「賄賂」 に改め、 同条を第二十三条とする。

第十五条中 「第一条第二項、 第四条第二項、 第五条、 第七条から第九条まで又は第十条」 を 「第七条第二

項、 第九条、 第十 一条から第十三条まで若しくは 第十四章 条」 に改め、 「とき」の下に 「、又は第二十二条  $\mathcal{O}$ 

環境省令 (会社の財務及び会計に関し必要な事項に限る。) を定めようとするとき」を加え、第三章中 同 条

を第二十条とし、同条の次に次の二条を加える。

(課税の特例)

第二十一 条 第五条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による政府 の出 資があった場合において会社が受ける資本金の (額の増・ 加  $\mathcal{O}$ 

登記については、登録免許税を課さない。

(環境省令への委任)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、 会社の財務及び会計に関し必要な事項その他この法律を実施す

るため必要な事項は、環境省令で定める。

第十四条を第十九条とし、第十三条を第十八条とする。

第十二条中 「ポ , リ塩: 化ビフ エニル 廃棄物処理事 · 業 」 を「ポリ塩化ビフェ ニル廃棄物の処理に係る事業」に

改め、第二章中同条を第十七条とする。

第十一条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

#### (区分経理)

第十六条 会社は、 次に掲げる事業ごとに経理を区分し、 それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

### 一 中間貯蔵に係る事業

二 前号に掲げる事業以外の事業

第十条を第十四条とし、 第九条を第十三条とし、 第八条を第十二条とする。

第七 条 の見出 しを 「(ポリ塩化ビフ エ ニル 廃 棄物 処 理 事 業基本計画) に改 め、 同条中 ゙゙゙゙゙゚゚゚ IJ 塩化ビフェ

= ル 廃棄物は 処 理事業」を「ポリ塩化ビフェニ ル 廃棄物の処理に係る事業」に、 事 業基本は 計 画 を 「ポ リ 塩

化ビフェニ ル 廃棄物処理事業基本計 画 に改め、 同条を第十一条とし、第六条を第十条とし、 第五条を第九

#### 条とする。

第二章の章名及び第四条を削り、第三条を第八条とする。

第二条中 日 本環境安全事 業株 式会社」 を 中 -間貯蔵 環境安全事業株式会社」に改め、 同条を第六条と

し、同条の次に次の章名及び一条を加える。

#### 第二章 事業等

#### (事業の範囲)

第七条 会社は、 その目的を達成するため、 次に掲げる事業を営むものとする。

国 福島県、 福島県内の市町村その他環境省令で定める者(次号において「国等」という。)の委託

を受けて、中間貯蔵を行うこと。

国等の委託を受けて、 福島県内除去土壌等の収集及び運搬を行うこと。

三 玉 の委託を受けて、 前二号に掲げる事業に関する情報及び技術 的 知 識 の提供並びに調査研究及び技術

開発を行うこと。

四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行うこと。

五. 環境の保全に関する情報及び技術的知識 の提供を行うこと(第三号に掲げるものを除く。)。

六 前各号に掲げる事業に附帯する事業を行うこと。

2 会社 は、 前 項 の事業 業 を営 む ほ か、 同 項  $\mathcal{O}$ 事業の遂行に支障のない範囲内において、 環境大臣の認可を受

けて、同項の事業以外の事業を営むことができる。

第一条の次に次の四条を加える。

(定義)

第二条 こ の 法律にお いて 事 が故由· 来放射性物質」 とは、 平成二十三年三月十一日 に発生した東北 地方太平

洋 . 沖 地 震に伴う原子力発電 所の 事 故により放出された放射性物質による環境の汚染 0) 対処に関する 特 莂

措 置 法 平 成二十三年 法律第百十号。 以下 「放射 性物質汚染対処特 ·措法」 という。 第一 条に 規定する る事

故由来放射性物質をいう。

2  $\mathcal{O}$ 法 律 に お 1 7 福 島 県内 除 去 土 ·壤等」 とは、 福島 1県内 にお **,** \ て生じた次に掲げる物 をい う。

放 派射性: 物 質汚染る 対処特措法第三十一条第一項に規定する除去土 壌等

前号に掲げるも の の ほ か、 放射性物質汚染対処特措法第二十条に規定する特定廃棄物であって、 事 故

由 来 放 射 性 物質による汚染が著しいことその 他  $\mathcal{O}$ 環境省令で定め る要件に該当するも  $\mathcal{O}$ 

3 この 法 律 に お 1 7 「最 終処分」 とは、 福 島 県 内 除 去 土 壤 等 につい て除 去 土 壤 等 処 理 基 準 放 射 性 物 質 汚

染対 処 特措法 第二十条、 第二十三条第 一項若 L Š 、は第二三 項 又は第四 + 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に . 基 づ き 福 島 県内

去 土壌等 の処理に当たり従うこととされてい る基準をいう。 次項において同じ。 に従って行われ る最

除

終的な処分をいう。

4  $\mathcal{O}$ 法 律 に お 1 て 中 間 貯 蔵 とは、 最終. 処分が 行わ れるまで の間、 福 島 県内 除去土壌等に 0 V . て 福 島

県 、環境省令で定める区域に限る。 内において除去土壌等処理基準 に従って 行われる保管又は処分をい

う。

5 この 法律において 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」 とは、 ポリ塩化ビフ エニル廃棄物の 適 正 な 処 理の 推 進

に 関 する特 別 措置法 (平成十三年法律第六十五号) 第二条第一 項に規定するポリ 塩 化ビ フ エ = ル 廃 棄 物 を

いう。

(国の責務)

第三条 国は、 中間貯蔵及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の確実かつ適正な実施の確保を図るため、 万

全の措置を講ずるものとする。

2 玉 は 前 項 の措置として、 特に、 中間 貯 蔵 を行うため É 必要な施設を整備 Ļ 及びその安全を確 保 する

とともに、 当 該 施設  $\mathcal{O}$ 周 辺  $\mathcal{O}$ 地 域  $\mathcal{O}$ 住 民そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 関係 者  $\mathcal{O}$ 理 解と協 力を得るため に 必 要な 措 置 を 講 ず るほ

か、 中間 貯 蔵 開始後三十年以内 に、 福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする。

#### (株式の政府保有)

第四 条 政 府 は 会社 が第七 条第一項第一号か ら第三号ま でに掲げる事業及びこれらに附 帯 する 事業 (第 十

六条第一号において 「中間貯蔵に係る事業」という。)又は同項第四号に掲げる事業及びこれに附帯 する

事業 (以下「ポリ塩化ビフェ ニル廃棄物の処理に係る事業」という。 を営む間、 会社の発行済株式 の総

数を保有していなければならない。

#### (政府の出資)

第五 条 政 府 は、 必要が、 あると認めるときは、 予算で定める金額の範囲内において、 会社に出資することが

できる。

2 会社は、 前項の規定による政府の出資があったときは、その出資により増加する資本金又は準備金を、

第十六条に定める経理 の区分に従 V \ 同条各号に掲げる事業に係る勘定ごとに整理しなければならない。

附則第三条を次のように改める。

#### (検討)

第三条 政府は、 平成三十九年三月三十一日までの間に、 中間貯蔵の状況、 ポリ塩化ビフェニル 廃棄物 の処

理の 状況その 他 <u>, 一</u> 状況を勘案しつつ、 会 社 の組織及び事業全般にわたる検討を行 V. その結果に基づき、

必要な措置を講ずるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、 公 布  $\mathcal{O}$ 日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、 附 則第五条、 第六条及び第八条の規定 は、 公布 0) 日 か ら施行する。

(事業の範囲に関する経過措置)

第二条 この 法律の施 行の際現に改正 前の日本環境安全事業株式会社法(以下「旧法」という。)第一条第

二項の認可を受けてい る事 業は、 改正後の中間貯蔵 ·環境安全事業株式会社法 (以下「新法」という。)

第七条第二項の認可を受けた事業とみなす。

(商号に関する経過措置)

第三条 新法第六 条の 規定は、 こ の 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際現にその商 号中 に中 間 貯蔵 環境安全事業株式会社とい

う文字を使用している者については、 この法律の施行後六月間は、 適用 しない。

## (事業基本計画に関する経過措置)

第 四 \_ 条 この 法 律  $\bigcirc$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現に 旧 法 公第七条  $\mathcal{O}$ 認 可を受けてい る事業基 本計 画 は、 新法第-+ 条  $\mathcal{O}$ 認可を受

けたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画とみなす。

(事業計画に関する経過措置)

第五条 日 本環境安全事業株式会社は、 この法は 律  $\mathcal{O}$ 施行 の 日 ( 以 下 「施行日」という。) までに、 新法第十

二条  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 例 により、 事 業 計 画 0) 変更を Ļ 環境 大臣  $\mathcal{O}$ 認 可を受け なけ れ ば な 5 な \ <u>`</u>

2 環境 大臣 は 前 項  $\mathcal{O}$ 認可 をしようとするときは、 財 務 大臣 に協 議 L なけ れ ば なら ない

3 第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 認可を受けた事業計 画 は、 施行 日にお V) て新法第十二条の認可を受けた事業計 画とみなす。

第 項 の規定に違反して、 同項  $\mathcal{O}$ 認可を受けなかった場合には、 その違反行為をした日 本環境安全 事 業

4

株式 会社  $\mathcal{O}$ 取 締役、 執 行役、 会計参与若しくはその 職務を行うべき社員又は監 査役は、 百 万円 以下  $\mathcal{O}$ 過 料

に処する。

(定款の変更に関する経過措置)

第六条 日 本 環境安全事業株式会社は、 施行日までに、 必要な定款の変更をし、 環境大臣の認可を受けなけ

ればならない。

2 環境· 大臣 は 前 項  $\mathcal{O}$ 認可をしようとするときは、 財務大臣に協 議 L なけ れ ば なら

3 第 項  $\mathcal{O}$ 認 可 が あ 0 たときは、 同 頃に規定する定款の変更は、 施行 日にその効力を生ずる。

(罰則に関する経過措置)

第七条 施行 日前にした行為に対する罰則 の適 用については、 なお従前  $\mathcal{O}$ 例による。

(政令への委任)

第八条 この 附 則 に定めるもの 0) ほ か、 この法律  $\mathcal{O}$ 施行に関 し 必要な経過措置 は、 政令で定める。

(検討)

第九条 政府は、 この法律の施行後七年を経過した場合において、 新法の施行の状況について検討を加え、

その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政 府 は 中 間 貯蔵 新法 第二条第四 項に規定する中間 貯 蔵 をいう。 以下この項 に お 7 て 同 ľ  $\mathcal{O}$ 状況

する 中 調査研 間 貯 蔵 ど 究及び技術 係 る福 島 県内 開 発  $\mathcal{O}$ 除 状 去 況、 土 壌 中 等 間 **同** 貯 条第二 蔵を行うために必要な施設 項に規定す /る福: 島県内  $\mathcal{O}$ 周 除 辺 去 土  $\mathcal{O}$ 壌 地 域 等  $\widehat{\mathcal{O}}$ をいう。 住民その 他  $\mathcal{O}$ 処分に  $\mathcal{O}$ 関 係 関 者

 $\mathcal{O}$ 理 好解と協・ 力  $\mathcal{O}$ 確保 の状況その他 の状況を勘案しつつ、最終処分 (同条第三項に規定する最終処分をいう

 $\mathcal{O}$ 方法に . つ ١. 7 検 対を加め え、 その 結果に基づいて必要な措置 を講ずるものとする。

(会社法の一 部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一 部改正

第十条 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成二十六年法律第九

十一号)の一部を次のように改正する。

第百十五 条 (見出しを含む。)中 「日本環境安全事業株式会社法」 を 中 間 貯 蔵 環境安全事業株 式 会

社法」 に改 め、 同条のうち日本環境安全事業株式会社法第六 条  $\mathcal{O}$ 改 正 規定中 「第六条」 を 「第十条」 に改

める。